

交通費・委員活動補助費 申請及び受領書(自己申告用)

主催:

実施日：20 年 月 日

内容: 会議・イベント・講演会/学習会・その他

会計担当:

【交通費の支給について】

- ① 組合員活動は徒歩、自転車、公共交通機関の使用を基本とします。やむを得ず自家用車（バイク含む）を使用した場合、ガソリン代として1km当たり20円（片道2キロメートル以上）を請求することができます。相乗りした場合は、その金額を1人が請求することができます。
 - ② 駐輪場代は請求することができますが、駐車場代は請求できません。ただし、企画で必要な備品を搬入する場合など委員会で確認した最低限の車輌に限り、駐車場代を請求することができます。
 - ③ 公共交通機関を使用せずに、自転車や徒歩で通った場合は請求できません。